

令和 7 年（う）第 1 号 わいせつ誘拐、不同意性交等被告事件

令和 7 年 9 月 1 0 日 福岡高等裁判所那覇支部刑事部判決

【原審】 令和 6 年（わ）第 6 6 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 那覇地方裁判所判決

5

主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中 2 1 0 日を原判決の刑に算入する。

理 由

10 第 1 本件控訴の趣意等

本件控訴の趣意は、弁護士作成の控訴趣意書記載のとおりであり、その論旨は、いずれの事実についても被告人は無罪であるという事実誤認の主張である。

第 2 本件事案の概要等（以下、略称は原判決に従う。）

15 1 原判決の認定した罪となるべき事実は要旨次のとおりである。

被告人は、A（当時 1 5 歳）にわいせつな行為をする目的で、A を誘拐しようと考え、令和 5 年 1 2 月 2 4 日、沖縄県内の本件公園において、A に対し、「寒いから車で話そう。」などと言い、自己の下に来るよう誘惑し、A にその旨決意させ、午後 5 時 1 6 分頃、A を自己が運転する自動車に乗せると、
20 午後 5 時 2 9 分頃、A をその場所から連れ去り、A に対し、「週末に会って、家で料理をしたりしよう。」「自分の家を見ないか。」などと言い、A を被告人方に連れ込み、その頃から午後 6 時 3 4 分頃までの間、A を被告人方に滞在させるなどして A を自己の支配下に置き、もってわいせつの目的で A を誘拐した上、A が 1 6 歳未満の者であり、かつ、自らが A の生まれた日より
25 5 年以上前の日に生まれた者であることを知りながら、その頃、被告人方において、A の同意がないことを認識しないまま、A の下着の中に手を差し入

れ、その膣に手指を挿入して性交等をし、その際、Aから「やめて」「ストップ」と言われたことにより、この時点でAの同意がないことを認識したにもかかわらず、引き続きAの膣に手指を挿入する暴行を加えたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせて性交等をし、さらに、
5 両手でAの両足を引っ張ってAのズボンと下着を下ろす暴行を加えたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態を継続させ、Aの膣に舌を挿入して性交等をした。

2 原審において、被告人とAとの間に何らかの性的接触があったこと自体には争いがなく、争点は、①本件当時、被告人がAの年齢を認識していたか、②
10 被告人がAの膣に手指や舌を挿入したか、③Aが被告人との性的行為について同意していたか、④Aの同意がないことを被告人が認識していたか、⑤Aを被告人車両に乗せる際、被告人にわいせつ目的があったか、と整理された。

その上で、原判決は、要旨次のとおり説示して、被告人が罪となるべき事実記載の行為をしたものと認定した。

15 (1) Aは、被告人に年齢を伝えた場面について、被告人から年齢を聞かれ、「15歳です。」と日本語で答えた上、「フィフティーン」と英語で言いながら手でジェスチャーを示した、被告人は、自分の手で指を折りながら10まで日本語で数えた後、それ以上は数えずに自分は19歳だと英語で教えてきたと証言する。このA証言は、本件公園向きに設置された防犯カメラ画像の映像とよく整合している。
20

被告人は、自身はジェスチャーで年齢を表現したことはなく、Aは英語で「18」と答えたと述べるが、前記防犯カメラ画像と整合しないし、Aが自身の年齢を偽るべき理由は何らうかがわれない。

以上より、本件公園で、被告人から年齢を問われた際、15歳である旨を
25 日本語、英語に加えてジェスチャーで伝えたとするA証言は信用できる。

(2) Aは、被告人方において、判示の点を含めて被告人から諸々の性的接触を

受けたと証言する。

Aの述べる内容は、同意なく性的接触をされたAが、年齢や体格の差もある中、恐怖を感じつつも取り得る精一杯の拒絶の意思を表示したというものとしてごく自然であると評価できる。

5 膣内に手指や舌を挿入されたとの点については、目視で確認したわけではないものの、具体的に当時の状況を説明しており、単に指で触られたり舌で舐められたりしただけの行為を、挿入されたと勘違いした可能性はない。

Aは被告人から胸を舐められたりしたとも述べるところ、これはDNA鑑定の結果とよく整合する。

10 このようなAの証言は、自然かつ合理的な内容で、後付け・後知恵で生じたものとは考え難く、客観証拠とも整合しており、信用できる。

(3) さらにAは、被告人に漁港まで送ってもらった後、走って家に帰り、家に着いて家族の姿を見たところ泣き始めてしまい、泣きながら妹に被害に遭ったことを話した旨証言するところ、防犯カメラ画像やAの母Bによる110番通報時の音声データといった客観証拠により裏付けられており、帰宅したAは泣いて何もしゃべれない状況であったというB証言とも合致し、信用できる。

15

(4) 弁護人は、6時間ほど家出していたAには、家族に対し虚偽の被害申告をする動機がある、Aの話に由来するBからの110番通報は客観的な事実と明らかに齟齬するなどとして、A証言の信用性を争うが、緊迫した状況下で、性被害の詳細について正確でない情報が伝わることもあり得るし、当時の状況に照らし、Aが作り話として本件被害を申告したものとも考えられない。

20

その他弁護人が指摘する点も、A証言の核たる部分の信用性を左右するものではない。

25

(5) A証言によれば、被告人は、Aの年齢が15歳であると認識していたこと、

Aが被告人から性交等を受けたことが認められ、被告人には、判示のとおり刑法177条3項に規定する不同意性交等の罪が成立する。

また、その他関係証拠も踏まえれば、被告人との性的行為についてAが同意していなかったことが認められる。

5 (6) A証言によれば、Aは被告人からキスをされる前に顔をのけぞるようにし、キスをされたあとは抵抗することができなかったものの、膣に指や舌を挿入された際には、「やめて」「ストップ」と人と会話をするよりも少し小さいくらい声ではあるが繰り返し言ったとの事実が認定でき、これに反する被告人の供述は採用できない。

10 もっとも、被告人の立場から見れば、自身の誘いに応じて被告人方まで来たAが、キスをする際にも顔をのけぞらせる程度の動きしかしておらず、Aの膣内に手指を挿入し、Aの「やめて」「ストップ」との声を聴くまでは、Aから特段の拒絶の意思表示はなかったということになる。そうすると、少なくとも被告人がAの膣内に手指を挿入し、「やめて」「ストップ」
15 との発言を聞くまでの間の性的行為については、Aの同意があるものと被告人が誤信していた可能性が残るというべきである。

他方、Aの当該発言を聞いた被告人は、当然に、Aが性的行為を嫌がっていて、性的行為に同意していない可能性があるとして認識したものと認められる。

20 (7) 被告人は、従前面識のなかったAに声を掛け、「あなたのことをもっと知りたい」などと申し向けて被告人車両に乗せ、自宅に連れて行き、自宅到着後は、ルームツアーや動画鑑賞こそしたものの、その他はごく簡単なメッセージの交換があるのみで、目立ったやり取りもないまま短時間のうちに性的行為に出ている。このような経過に照らせば、Aを被告人車両に乗
25 るよう誘った時点において、既に被告人がわいせつな行為を意図していたことが認められる。

第3 当裁判所の判断

1 原判決の前記事実認定に、論理則、経験則に違反する不合理なところがある
とは認められず、原判決は是認できるものである。

2 これに対し、所論は、次の諸点を指摘して、A証言には信用性がない旨主張
5 する。すなわち、①Aは、本件より5か月程前の令和5年7月に、見知らぬ
外国人男性から声を掛けられておいせつな行為をされ、その時の外国人と被
告人が同一人物であると確信した旨証言するが、この点の供述は不自然に変
遷していて不合理であることが明らかであるところ、この点は、被告人と当
該外国人との同一性をいう点で証言の核というべきである、②Aが本件公園
10 にいた理由について、AとAの母Bの証言は全く食い違っているが、これは、
Aが被告人に話を合わせた、すなわち被告人の歓心を買いたかったものとみ
るべき事情である、③A証言はBの110番通報の内容と全く齟齬するので
あり、Aがとっさに思いついた内容を述べたとみるのが自然である、などと
いう。

15 しかし、①の点については、当該部分がA証言の核であるとの所論の指摘は
当たらず、仮にその点のAの証言が信用できないとしても、本件における被
告人との性的行為には同意していなかった旨の核心部分の信用性を直ちに左
右するものとはいえないとした原判決に不合理な点はない。また、②の点に
ついては、Bに、予定通りに美容院に連れて行ってもらえずにけんかをした
20 理由についての認識が、AとBとで異なっているに過ぎず、Aの証言の信用
性を減殺する事情とは考えられず、少なくともAが被告人の歓心を買うため
に虚偽の話をしたことをうかがわせる事情とは到底いえない。さらに、③の
点については、確かに、Bの通報内容とAの証言内容には被害場所等の点で
齟齬があることが認められるものの、原判決が指摘する当該通報時の緊迫し
25 た状況やその際のAの状態等を踏まえれば、情報伝達に齟齬が生じることも
十分想定されるところであり、所論指摘の事情がA証言の信用性を左右しな

いとした原判決の説示は不合理なものとは認められない。以上の所論にはい
ずれも理由がない。

- 3 次に、所論は、Aは長時間自由な意思で被告人と会話をしていたのであり、
インスタグラムのメッセージ交換を行い、流されてキスをするなどしており、
5 被告人に興味関心を有していたことは明らかであると主張しており、これは
Aが被告人との性的行為について同意していたことを推認させる事情として
主張するものと解される。

所論が指摘するように、本件の経過を見れば、当初、Aは自らの意思で被告
人と会話を続けており、被告人車両に乗車後もしばらくは会話を継続してい
10 たものであって、被告人宅に到着後に送受信されたインスタグラムのメッ
セージの内容も穏当なものであったことに照らすと、Aが被告人との会話を任
意に継続していたとみる余地もないではない。しかし、被告人と会話等をす
ることと、性的行為をすることは全く別の事柄であって、被告人に関心を
もって会話をしていたことが、そのみでは直ちに被告人との性的行為に同
15 意していたことを推認させるものではないから、所論は採用できない（なお、
Aが被告人車両に乗車することに同意していたとしても、未成年者に対する
拐取罪の成否は左右されない。）。

- 4 また、所論は、Aには虚偽の証言をする動機があると考えられるということ
を前提に、Aは被告人に対して、年齢を18歳と偽っていたと主張する。

20 しかし、そもそも、Aが被告人との会話を継続しようと考えていたとしても、
そのことが年齢を高め偽ることに直ちに結び付くとは考え難く、所論が前
提とする、被告人の歓心を得ようとする動機があったために年齢を18歳と
偽った可能性があるとする推論過程は、それ自体合理的なものとはいえない。
また、その点を措くとしても、関係証拠によれば、Aの身長は約146セン
25 チメートルとかなり小柄であった上、本件当時、Aは学校指定のジャージを
着て、体育着の半ズボンをはいていたのであって、若年の学生であることは

一見して明らかであり、年齢を18歳と偽ることが不自然な状況であったことが明らかである。そうすると、別段年齢についてうそをつく必要がなかった旨のAの証言は、このような客観的状況とも整合的であって信用できるというべきであり、所論は採用できない。

- 5 5 更に、所論は、A証言のうち、被告人供述に反する、膣に舌や指を挿入されたとする部分や、その際Aが「やめて」などと言ったとする部分については信用性が認められないことを前提に、Aは性的行為に同意していたものと主張する。

10 しかし、これまで説示してきたとおり、Aの証言には、少なくとも本件被害に遭ったという核心部分について信用性を否定すべき事情は見当たらないし、被告人が陰茎を挿入するに至らなかったことは、Aの同意の下に被告人が性的行為を進めていたことをうかがわせる事情とはならない。したがって、A証言をもとに、被告人が、Aの膣に舌や指を挿入し、その際Aが「やめて」「ストップ」と言ったという事実を認定した原判決の説示には、論理則、経験則に違反する不合理な点はなく、所論には理由がない。

15

- 6 最後に、所論は、被告人には、Aを被告人車両に乗車させた時点ではわいせつ目的はなかった旨主張する。しかし、現に被告人宅においてわいせつな行為に出たことは被告人も認めるところであり、また、被告人の供述も、Aが先行して性的行為を誘発するような言動をしていたというものではないから、Aを自己の支配領域である自宅に連れて行こうとして、被告人車両に乗車させた時点において、被告人は、Aと会話することに加えて、わいせつな行為に出ることをも目的として有していたとみるほかなく、所論には理由がない。
- 20

第4 結論

25 以上のとおり、本件控訴には理由がないから、刑訴法396条により本件控訴を棄却することとし、当審における未決勾留日数の算入につき刑法21条を、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことにつき刑訴法181

条1項ただし書をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

令和7年9月16日

福岡高等裁判所那覇支部刑事部

5

裁判長裁判官 三 浦 隆 志

裁判官 小 林 裕 敬

裁判官 北 原 直 樹